

認定特定非営利活動法人 こうち被害者支援センター

こうち被害者支援センターは、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族が受けた精神的、身体的被害等を早期に軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的に設立された、高知県公安委員会指定の「犯罪被害者等早期援助団体」です。

次のような活動を行っています。



電話相談・面接相談

専門的な研修を受けた支援員等が、電話や面接にて相談を受けています。

必要に応じて、弁護士による法律相談、公認心理師による心理相談も行います。

事件や事故に関する
相談電話

☎088-854-7867

性暴力被害 相談電話

 CORAL CALL
性暴力被害者サポートセンターこうち

☎0120-835-350

☎080-9833-3500

全国共通短縮ナビダイヤル#8891

直接的支援

ご要望に応じて、病院・警察署・検察庁・裁判所・行政窓口等への付添いや、被害者参加裁判への付添い等の直接的支援を行います。

相談員、支援員の養成

毎年、被害者支援活動に従事する支援員を養成する講座を行っています。



関係機関との連携による支援

被害者支援に関わる機関や団体と連携を図り、きめ細かい支援を行います。



広報啓発活動

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）中のイベントや、講演会、各種研修を通じ、被害者等の置かれた現状や支援の必要性を社会に周知する活動を行います。



【寄付金の主な使い道】いただいた寄付金は、支援活動だけでなく、社会への広報啓発活動の強化や、人材育成、法人の運営費等に主に活用させていただきます。

高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

認定特定非営利活動法人 こうち被害者支援センター

○所在地：高知市越前町

○会員数（令和6年3月現在）

○平成19年4月 設立

正会員／団体 56、個人 57

平成19年7月 NPO法人認証

賛助会員／団体 78、個人 206

「犯罪被害者等早期援助団体」とは、ある一定以上の質の支援を提供できる被害者支援団体を、公的に認証することで、被害者の方たちに、分かりやすく安心してつながっていただくための制度です。

こうち被害者支援センターは、平成24年に、高知県公安委員会から指定を受けています。